

建築物等の所有者・管理者等の皆様へ 大切なお知らせ

- 1 建築物の点検を定期的に行い、日頃から適切な維持管理を!!
- 2 台風、豪雨等の自然災害に備えて十分な安全対策を!!
- 3 建築物、塀、擁壁、看板等による事故が発生した場合には、**所有者、管理者または占有者の責任**が問われることがあります!!

!!建築物などに関する維持管理や災害対策について!!

建築物の所有者、管理者または占有者は、建築基準法に基づき、建築物を常に安全な状態に維持管理しなければなりません。維持管理が十分になされないまま放置されていると、災害時などに建物が倒壊するなど、思わぬ事故につながる原因となります。事故の未然防止のため、日頃から適切な維持管理をお願いします。建築物や付属の塀、擁壁、看板等の維持管理について、ご不明な点がありましたら、専門の建築士に相談するなど、早めの対策を講じるようお願いいたします。



!!ブロック塀などの安全対策について!!

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震をはじめ過去の地震においても、ブロック塀の倒壊による痛ましい事故が発生しています。このことから、建築指導課ではブロック塀の所有者などに対して、下記の注意喚起を行っています。

- 【1】ブロック塀の安全点検を行いましょう。
- 【2】点検により危険性が確認された場合には、通行者へ速やかな注意喚起および補修、撤去等を行いましょう。



また、下記の団体では、既存ブロック塀の安全性の調査を行いたい方に向けて支援を行っていますので、積極的にご活用ください。

「特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポートセンター」 TEL：098-879-1020

お問合せ先：浦添市役所都市建設部建築指導課（5F）

電話番号098-876-1252